

# 大井町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【概要版】

## 1 計画策定の背景

日本の高齢者人口(65歳以上人口)は、近年一貫して増加を続けており、大井町においても令和2年には4,841人(高齢化率28.3%)となっております。

令和2年度には、本計画の第7期計画期間(平成30年度～令和2年度)が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を見据え、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現を目指した新たな計画を策定します。

## 2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

### 【計画の期間と見直し】

平成30～令和2年度 2018～2020	令和3～5年度 2021～2023	令和6～8年度 2024～2026	～	令和21～23年度 2039～2041
第7期計画	第8期計画	第9期計画		第14期計画
		団塊の世代が 75歳以上に		団塊ジュニア世代が 65歳以上に

## 3 計画の基本理念

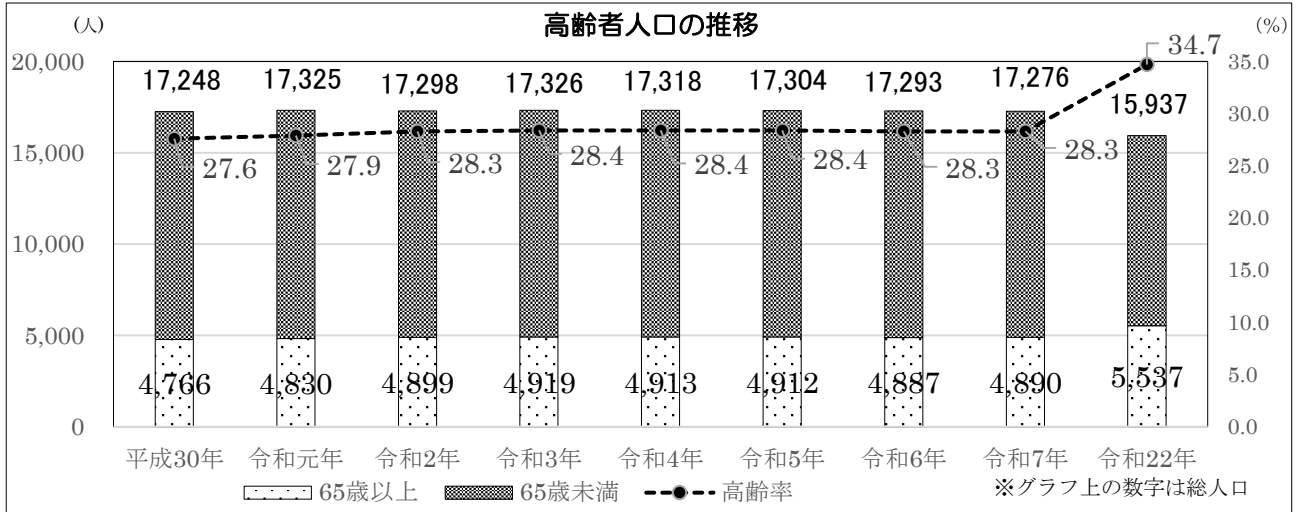
本計画では、後期高齢者人口の増加とともに認知症高齢者支援、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への生活支援等が喫緊の課題となっており、介護ニーズの増加により給付費の増大も看過できない課題であること、前期からの地域包括ケアシステムの構築をさらに進めていく必要があること、これらを踏まえて、これまでの基本理念を引き継ぎ、計画を進めていきます。

基本理念

**あんしん・いきいき・夢おおい 暮らしのまち**

## 4 高齢者人口の推移

本町の人口は、17,000人前後で推移し令和2年には17,298人となっています。また、65歳以上人口及び高齢化率は増加傾向で、令和2年には4,899人、28.3%となっています。高齢化率は令和3年以降5年間は28%台を推移し、令和7年以降は上昇していくと見込まれています。

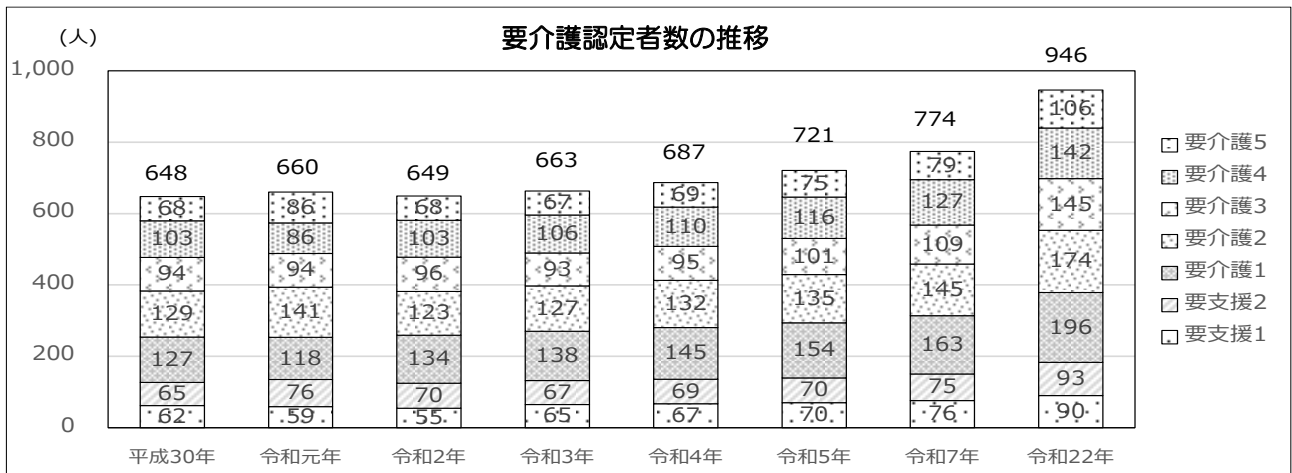


※ 住民基本台帳【各年11月1日現在】ただし、令和3年以降は推計

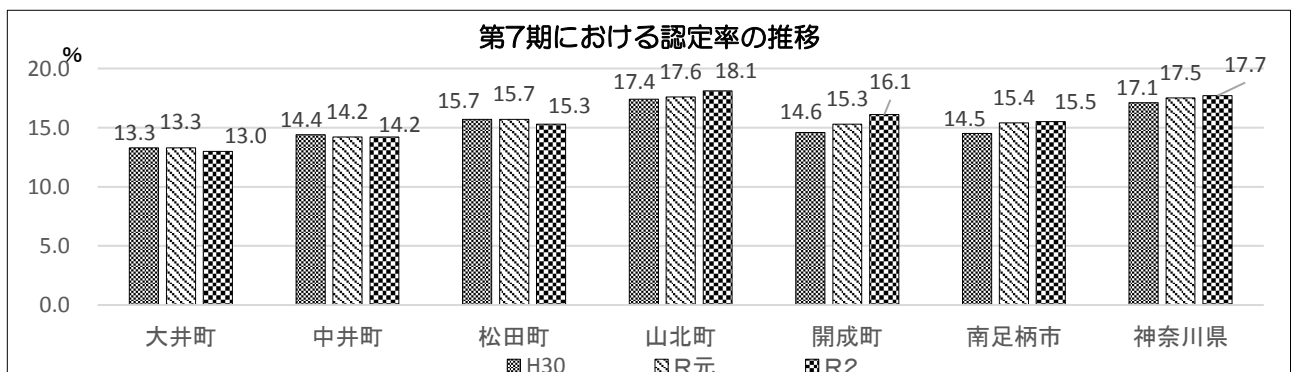
## 5 要介護(支援)認定者の推移

要介護(支援)認定者数は増加傾向にあり、推計をみると、令和3年以降増加していくことが予想されています。介護度別でみると、令和7年までは軽度認定者の増加率が高いことが見込まれ、さらにその先の令和22年までを見ると中重度認定者の増加率が高いことが見込まれています。

また、第7期計画期間における認定率は近隣や県内比較しても低い率で推移しています。



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」【3月31日現在】、令和3年度以降は「見える化システム」による推計



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」【3月31日現在】

## 6 基本目標及び施策の体系

基本理念を具体的に実現するために、5つの基本目標を設定し、次のような施策で計画を具体的に推進していきます。

### 基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

- 1 地域包括支援センターの機能強化
  - ①地域包括支援センターの運営 ②包括的・継続的マネジメント事業の推進 ③高齢者虐待防止対策の推進
- 2 地域における支え合いの推進
  - ①高齢者の見守りネットワークの構築 ②地域における支え合い活動の推進
- 3 生活支援サービスの充実
  - ①生活支援サービスの提供 ②生活支援サービス構築に向けた推進 ③情報提供の推進
- 4 在宅医療・介護の連携の推進
  - ①在宅医療・介護連携推進事業の実施
- 5 家族介護支援の推進
  - ①介護者への支援策の充実 ②認知症高齢者家族支援の実施
- 6 安全・安心なまちづくり
  - ①交通安全の推進 ②防犯対策の推進 ③災害対策の推進 ④福祉避難所及び避難行動支援体制の整備
  - ⑤公共施設、道路等の整備の推進 ⑥通行に支障となる物件の除却推進
- 7 地域共生社会の実現

### 基本目標2 介護予防・健康づくり施策の充実と推進

- 1 介護予防事業の充実
  - ①介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ②適切な介護予防ケアマネジメント事業の推進
  - ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた連携 ④高齢者食事改善事業の実施
- 2 健康づくりの推進
  - ①健康づくり施策の充実

### 基本目標3 認知症施策の推進

- 1 認知症予防の推進
  - ①介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- 2 相談・支援体制の充実
  - ①認知症高齢者対策の推進

### 基本目標4 生きがいづくりと社会参加の推進

- 1 生きがい活動の推進
  - ①高齢者の生きがいとスポーツ活動の推進健康づくり推進事業 ②生涯学習活動の推進
  - ③エイジフレンドリーシティへの参加 ④スポーツ活動の推進 ⑤ふくしの会活動の推進・支援
- 2 社会参加の促進
  - ①老人クラブへの支援 ②敬老事業の推進 ③食事サービス事業
- 3 就労の支援
  - ①高齢者の雇用促進 ②高齢者の就労支援

### 基本目標5 介護保険サービスの充実

- 1 介護給付の適正化とサービスの質の向上
  - ①介護給付費の適正化の推進 ②災害や感染症対策に係る体制整備
- 2 介護人材の育成
  - ①介護ボランティア活動の啓発 ②町インターンシップ制度の受け入れ
  - ③介護サービス従事者就業環境改善の促進 ④雇用環境改善制度の周知

## 7 第8期介護保険事業計画における65歳以上の方の保険料

第8期計画期間における保険料基準月額は4,800円とし、所得段階を10段階に設定します。

また、所得の低い第1号被保険者の負担を軽減し、所得の高い第1号被保険者の負担を負担能力に応じたものとするため、第7段階から第10段階の対象者の前年合計所得金額及び第10段階の保険料割合を見直します。

なお、所得の低い第1段階から第3段階については、令和元年10月の消費税率10%の引き上げによる増収分を活用して保険料の軽減を実施しており、これを反映した後の保険料割合となっています。

段 階	保険料割合	対 象 者	保険料（月額）
第1段階	基準額×0.30	生活保護を受給している人及び世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	1,440円
第2段階	基準額×0.50	世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	2,400円
第3段階	基準額×0.70	世帯全員が町民税非課税であって、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	3,360円
第4段階	基準額×0.90	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	4,320円
第5段階	基準額×1.00	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	4,800円 （基準額）
第6段階	基準額×1.20	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	5,760円
第7段階	基準額×1.30	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	6,240円
第8段階	基準額×1.50	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	7,200円
第9段階	基準額×1.70	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	8,160円
第10段階	基準額×1.80	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	8,640円

大井町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和3年3月

発行：大井町

編集：福祉課

住所：〒258-0019 神奈川県足柄上郡大井町金子 1964 番地 1

大井町保健福祉センター内

電話：0465-83-8024

